

労働問題に強い
使用者側弁護士とワーク形式で学べる！

問題社員

9/30 金

14:00~15:30
(受付:13:30~)

対応のポイント
無料

参加費用

場所：宮崎県トラック協会第1研修室
〒880-0913 宮崎県宮崎市恒久1丁目7-21

下記のようなお悩みをお持ちの方はご参加ください！

- ✓ 同じミスを繰り返してしまう社員への対応方法に困っている
- ✓ 会社資金の着服をしている可能性がある
- ✓ 辞めてほしい従業員への退職勧奨、どのように行うべきか分からない
- ✓ 社員を解雇する際の、会社側の対応方法や注意すべきポイントが分からない

講師紹介

当事務所は2009年の開業以来、徐々に規模を拡大し、現在は宮崎市・都城市・延岡市の3拠点にて弁護士6名と県内最大規模を誇る法律事務所として宮崎県の企業経営者・個人の皆様が抱える様々な法律問題の解決をサポートしております。

【活動・経歴】

弁護士（平成19年弁護士登録 宮崎県弁護士会）

宮崎市出身

社会保険労務士（平成26年12月登録 宮崎県社会保険労務士会）

弁護士登録後10年以上に渡って使用者側の労務問題を中心に多くの中小企業の顧問業務、民事訴訟・労働審判での使用者側代理人を担当。

日弁連弁護士業務改革委員会 企業コンプライアンス推進PT副座長

現在はコラム「トラック運送業における労務管理」を毎週更新中。



弁護士法人みなみ法律事務所
弁護士 濱田 諭

貴社の課題が分かる！労務問題調査チェックリスト

本セミナーにご参加いただいた企業様に限りまして、弊所で作成しております

“**労務問題調査チェックリスト**”をもとにヒアリングをさせていただき、

貴社で対応すべき方法について、アドバイスをさせていただきます！

現在**対応方法に困っている**方はもちろん、**今後の対応でのリスクについて把握したい**方も

チェックリストで課題を明確にできます。セミナー参加者限定の特典ですので、

この機会にぜひご活用いただき一緒に対策方法を検討していきましょう。



セミナー講座概要

具体的な事例で検討！ワーク形式の参加型講座

今回のセミナーでは法律事務所にご相談の多い「能力不足・職務怠慢」と「横領・資金の着服」にフォーカスをしたうえで、実際に寄せられる相談内容について検討をする参加型の講座となっております。具体的な事案を検討いただくことで、企業で注意すべきポイントを分かりやすくお伝えします。



問題社員の解雇・退職勧奨の際に法的に留意する点とは？

問題社員の問題点について就業規則上の解雇事由や懲戒事由に当たらないかを検討することが重要です。問題点を裏付ける証拠資料が十分かどうかを確認や、解雇を検討する前に退職勧奨を先行する理由に関するポイントをしっかりと押さえて、問題のない退職勧奨を行う方法をお伝えいたします。また、社員を解雇することになった場合の企業の対応方法も解説いたします。

セミナーお申込み方法

下記欄をご入力いただき 9月23日までに送信ください

FAX : 0986-51-5228

(担当：廣底)

貴社名		お電話番号	— —
所在地	〒 —	FAX番号	— —
ご芳名①		ご芳名②	
メール アドレス①		メール アドレス②	
問題社員対応 チェック診断	☐ 希望する ☐ 希望しない		
ご相談内容	・チェックをいただいた方には後日、日程調整のご連絡をさせていただきます。		
・同業の方のご参加はご遠慮頂いております。予めご了承下さい。 ・ご提供頂いた個人情報は、弊社からのご連絡以外には使用いたしません。			

当事務所 企業法務特化サイト

企業法務分野における当事務所のサポート内容はもちろん、
企業経営者様に知っていただきたい内容を踏まえた情報発信を行っております。

